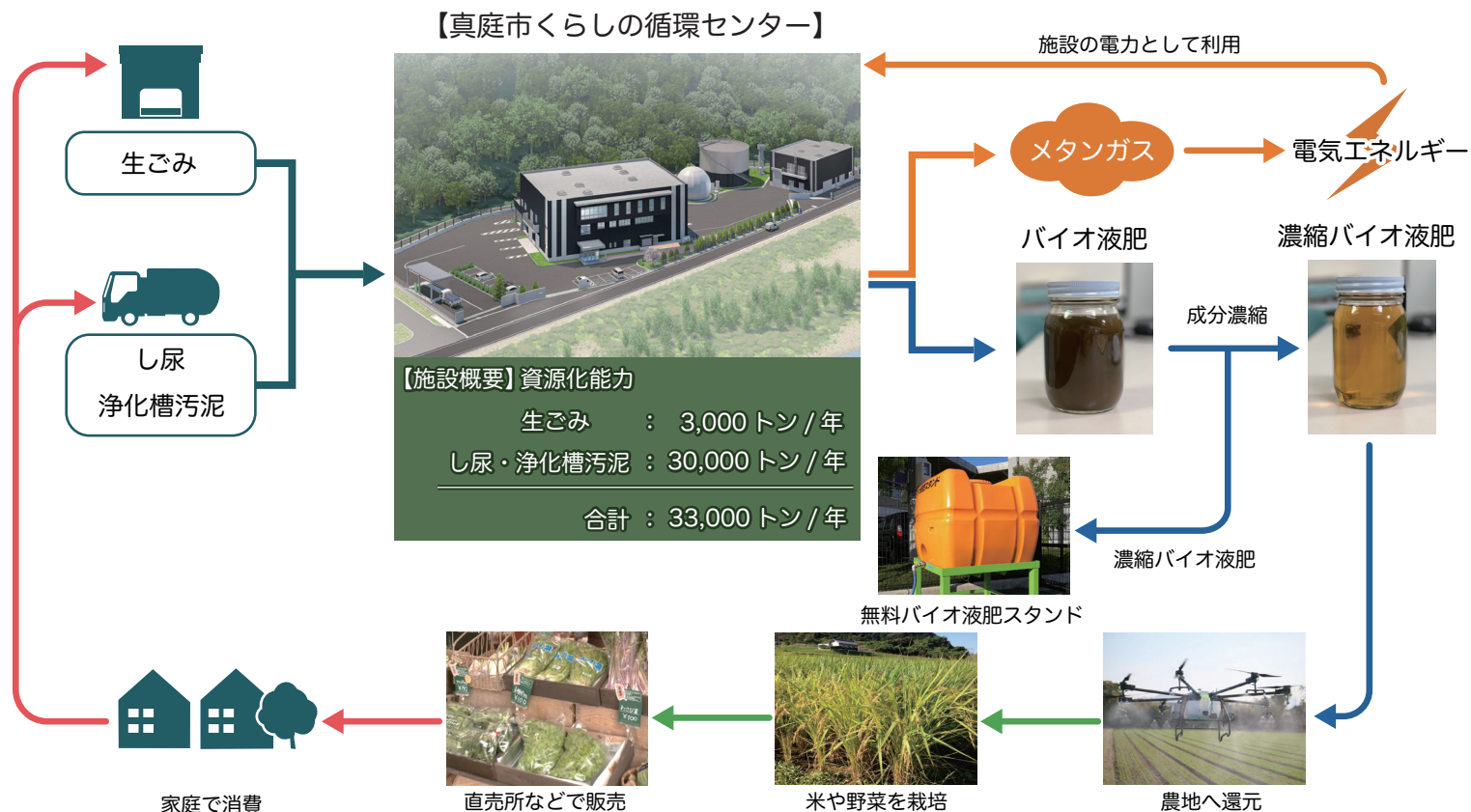


真庭市で **生ごみの分別** が始まります。

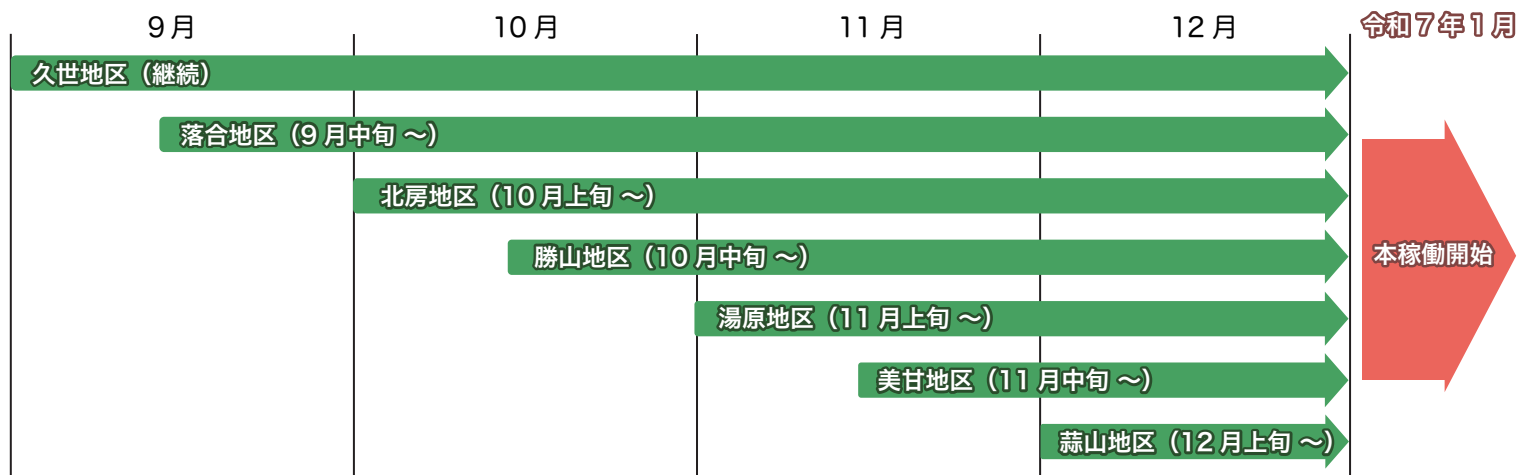
真庭市では、持続可能な地域を未来につなぐため、生ごみの分別を開始します。回収された生ごみはバイオ液肥に資源化され、肥料として利用できる他、バイオガス発電によりエネルギーとして利用できます。

生ごみを資源へ（生ごみ等資源化施設・バイオ液肥濃縮施設）



生ごみ分別開始スケジュールと生ごみの排出方法

【各地域の生ごみ分別開始スケジュール】



【生ごみの排出方法】



①生ごみの水をよくきり『水切りバケツ』（市から配布）へ入れます。



②ごみステーション等に設置された生ごみ回収容器へ入れます。

生ごみ回収容器の回収は2回 / 週ですが、容器は常設しますので24時間利用できます。

QRコード



【かんたん生ごみ分別方法】

【お問い合わせ先】真庭市生活環境部環境課 電話 (0867)-42-1113

生ごみ分別 Q & A

Q.1 どうして生ごみを分別するの？

真庭市にはクリーンセンターが3箇所あり
ごみ処理の効率化が課題です。

A 燃えるごみの約4割を占める生ごみを資源化することで、クリーンセンターを集約します。
廃棄物処理費の削減だけでなく、資源循環やCO2を削減することで、持続可能な真庭を目指します。

Q.2 どうして分別に水切りバケツを使用するの？

A 水切りバケツを使用することで、生ごみの腐敗がすすみにくくなり、コバエも発生しにくくなり、衛生的です。
お手元がない方は、市役所の窓口で配布しています。



Q.3 どういうものが生ごみの対象になりますか？

A 台所から出る生ごみは食べ残しも含めて生ごみで出せます。
ただし、「たまごの殻」と「貝殻」は、循環センターで不具合を起こすため、回収容器には入れないでください。



Q.4 できあがったバイオ液肥はどこでもらえますか？



A 市役所や各振興局に設置している「バイオ液肥スタンド」で無料配布しています。
容器を用意してお持ち帰りください。

